

## 吉祥寺グランドデザイン改定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 策定から10年が経過した吉祥寺グランドデザインを改定するため、吉祥寺グランドデザイン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行ったうえで、吉祥寺グランドデザインの改定を行う。

- (1) 吉祥寺グランドデザインの策定から10年が経過したことに起因する吉祥寺を取り巻く様々な変化への対応
- (2) 今後30年先を見据えた吉祥寺の将来像
- (3) 前2号に掲げるもののほか、吉祥寺グランドデザインの改定に関し委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、本部会及び幹事会で組織する。

### (本部会)

第4条 本部会は、幹事会が作成した吉祥寺グランドデザインの改定案について検討し、又は助言し、吉祥寺グランドデザインの改定についての承認を行う。

2 本部会は、別表第1に掲げる者及び職にある者で組織し、市長が委嘱する。

### (本部会の委員長及び副委員長)

第5条 本部会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は武蔵野市長をもって充て、副委員長は武蔵野商工会議所会頭の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し、本部会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (本部会の委員の任期)

第6条 本部会の委員の任期は、第4条第2項の規定による委嘱の日から改定後の吉祥寺グランドデザインの策定の日までとする。

### (本部会の会議)

第7条 本部会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 本部会が必要と認めるときは、会議に本部会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 幹事会は、吉祥寺グランドデザインの改定案を作成し、当該改正案を本部会に報告する。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者及び職にある者で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(幹事長及び副幹事長)

第9条 幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事長は本部会の委員である学識経験者をもって充て、副幹事長は幹事長が指名する。

2 幹事長は、幹事会を総括し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会員の任期)

第10条 幹事会員の任期は、第8条第2項の規定による委嘱又は任命の日から改定後の吉祥寺グランドデザインの策定の日までとする。

(幹事会の会議)

第11条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事会が必要と認めるときは、会議に幹事会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第12条 委員(武蔵野市長を除く。)及び幹事会員(都市整備部の事務を担当する副市長を除く。)の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、都市整備部吉祥寺まちづくり事務所が行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

2 この要綱は、改定後の吉祥寺グランドデザインの策定の日限り、その効力を失う。

別表第1 (第4条関係)

武蔵野市長
武蔵野商工会議所会頭
武蔵野市商店会連合会会長

吉祥寺活性化協議会会長
学識経験者
一般財団法人武蔵野市開発公社理事長

別表第 2（第 8 条関係）

本部会の委員である学識経験者
都市計画分野を専攻する学識経験者
経済及び経営分野を専攻する学識経験者
市内商業者 2人
市内事業者
都市整備事業の知識及び経験を有する者
マーケティングに関する知識及び経験を有する者
吉祥寺に関する情報をウェブサイト等で発信する者
子育てを応援する市内 N P O 法人代表
武蔵野市観光機構事務局長
都市整備部の事務を担当する副市長